第85回東京都港湾審議会資料

# 東京都海上公園計画の変更 (案)

平成 24 年 11 月

東京都

# 目 次

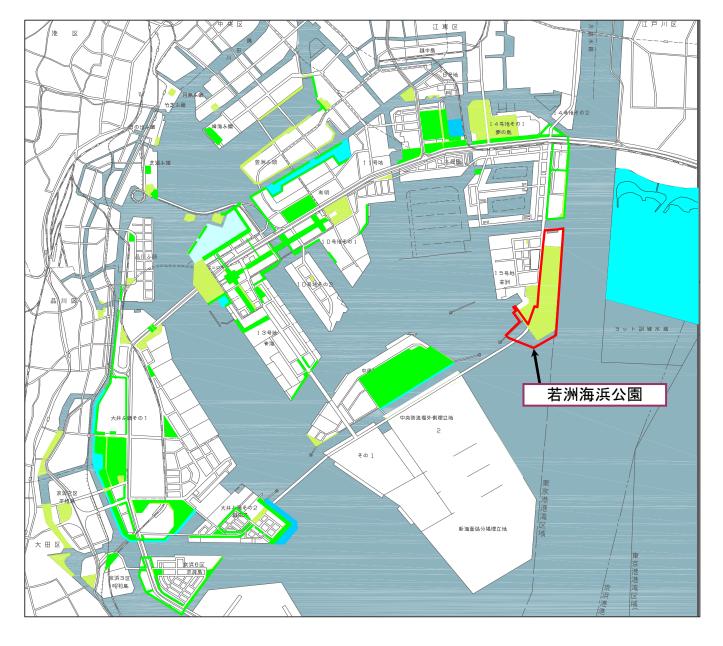
1	案件位置図	1
2	東京都海上公園計画の変更	
( ]	1) 若洲海浜公園の既定計画の変更について	2
3	東京都海上公園計画総括表	7
4	参考資料	8

### 1 案件位置図

### 若测海浜公園







#### 2 東京都海上公園計画の変更

#### (1) 若洲海浜公園の既定計画の変更について

[変更理由] 東京港臨海道路の整備に伴い、臨海Ⅱ期道路隣接地の利用計画に変更が生じたため若 洲海浜公園計画決定区域の変更を行う。あわせて、若洲海浜公園の一部を江東区に移管 するため、海上公園計画を変更する。

名 称	きか す かいひん 若洲海浜	.こうえん :公園	種 類	海浜公園				
 所在地			若 洲 三					
区 域	<u>工東区若洲三丁目</u> 下図のとおり							
	変更計画	100. 1 ha	陸域水域	77.9 ha 22.2 ha				
面積	既定計画	100.6 ha	陸域水域	78.4 ha 22.2 ha				
	今回変更計画増減	-0. 5 ha	陸域水域	-0.5 ha				
主な海上公園 の施設の種類 及び 名称	2 3 4 5 6 7	魚釣、サイクリングマリーナ等海に親し マリーナ等海に親し 広場、遊歩道等海の 休憩舎、ベンチなど 駐車場などの便益施 魚釣などのレクリエ 総合管理センター	、ゴルフ場な むための施設 展望を楽しむ 自然に親しむ 設	ための休養施設				
		変更なし						
備考								
交通	<b>重手段の確保</b>	JR京葉線、有楽町線、りんかい線「新木場駅」下車 都バス(木11甲)「若洲ゴルフリンクス前」「若洲キャンプ場前」下車						
***	<b>多家农内都坦立地</b>	今回廃止	今回廃止					

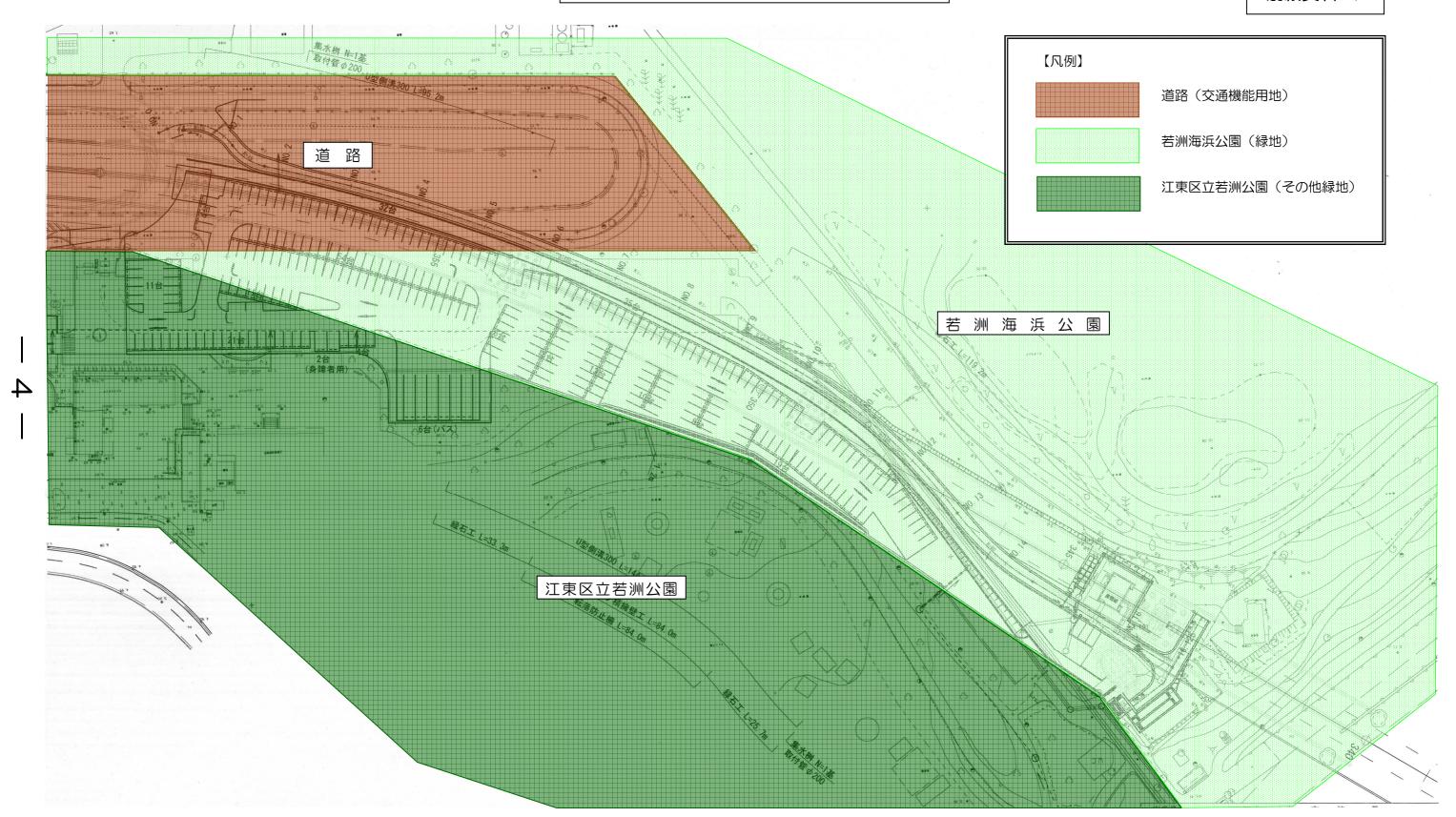
#### 若洲海浜公園 航空写真



ω I

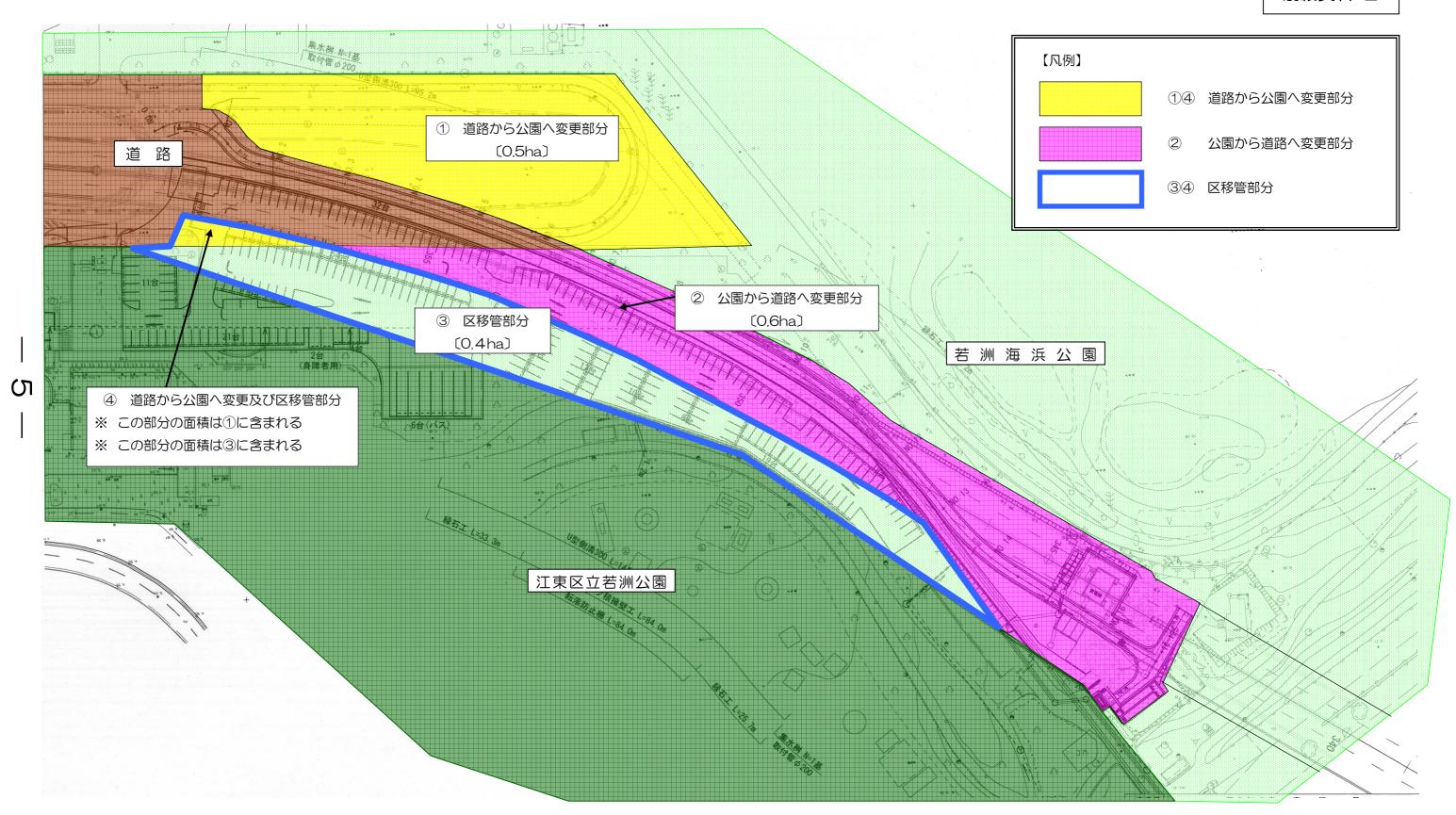
# 若洲海浜公園計画決定区域(現状)

### 別紙資料 1



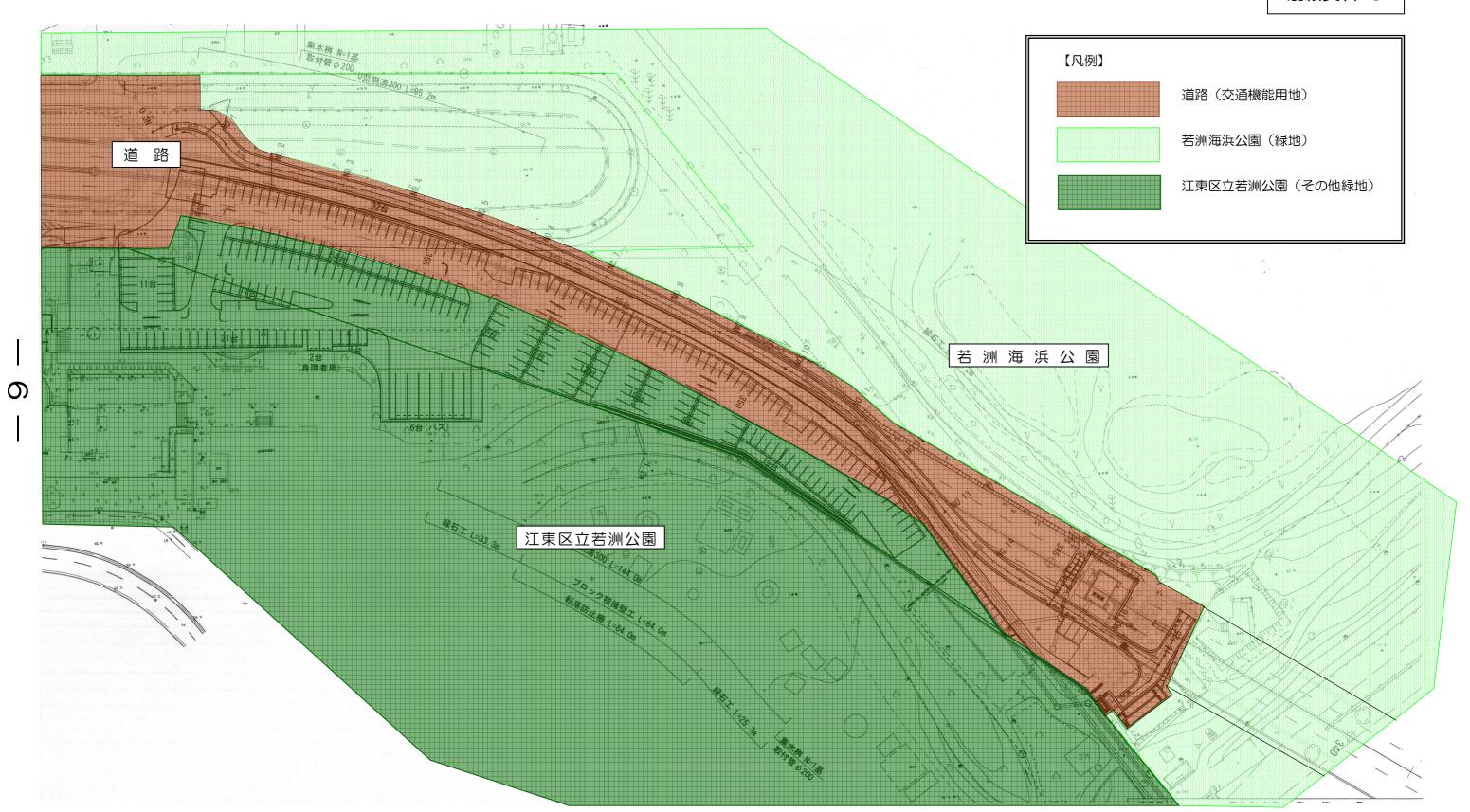
### 若测海浜公園計画決定区域(詳細)

### 別紙資料 2



# 若洲海浜公園計画決定区域(変更後)

### 別紙資料 3



### 3 東京都海上公園計画総括表

今回の計画変更に伴い、公園種類別の計画決定面積を次のとおり変更する。

八国廷叛	変更計画		既 定 計 画			増 減			
公園種類	箇所数	計画決定面積(ha)		箇所数	計画決定面積(ha)		箇所数	箇所数 面積(ha)	
合 計	42	967.9	陸 域 <b>421.0</b>	42	968.4	陸 域 <b>421.5</b>	0	-0.5	陸 域 -0.5
ЦИ			水 域 <b>546.9</b>			水 域 <b>546.9</b>			水 域 <b>0.0</b>
海浜公園	8	824.6	陸域 283.5 水域 541.1	8	825.1	陸域 284.0 水域 541.1	0	-0.5	陸域 -0.5 水域 0.0
ふ頭公園	21	50.2	陸 域 46.1 水 域 4.1	21	50.2	陸 域 46.1 水 域 4.1	0	0.0	陸域 0.0 水域 0.0
緑道公園	13	93.1	陸 域 91.4 水 域 1.7	13	93.1	陸 域 91.4 水 域 1.7	0	0.0	陸域 0.0 水域 0.0

平成17年2月東京都港湾審議会答申

### 海上公園の新たな管理主体について

#### 1 背景

平成14年2月の東京都海上公園審議会において、「海上公園の新たな管理手法」として「一部の公園は、実態として駅前広場あるいは近隣公園のようになっており、今後、 ふさわしい管理主体を検討すべきである」との答申があった。

この答申を受け、公園の機能、規模、利用実態等に照らした都区の役割分担のあり方について検討してきたところである。

#### 2 基本的考え方

東京港内における埋立地の整備・処分の進展や交通網の整備等により、市街地化が進んでおり、一部の公園については、その利用が主に近隣居住者等になっていたり、既に区の施設が設置されている状況がみられる。このような公園については、利用者サービスの向上の観点から、住民に身近な区の管理とすることが望ましい。

このため、下記基準に基づき、地元区へ管理を委ねることが妥当な公園について、引続き公園として利用することを前提に区との協議を順次進める。

#### 基 準

#### 基準1 概ね10ヘクタール未満の公園

- ※ 昭和50年都区制度改革において、10ha 未満の都市公 園が特別区へ移管された。
- 基準2 湾岸道路より内陸側で、住宅地に隣接しており市街地化された 地域の公園
- 基準3 湾岸道路海側地域内の次の公園
  - 3-1 近隣居住者等の利用が主体の公園
  - 3-2 区の施設が設置されている公園
  - 3-3 **隣接する公共施設(公園、道路)と一体的管理が望ま** しい公園